

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和3年5月20日開催 全国信用金庫協会〕

1. 緊急事態宣言等を踏まえた宿泊等観光事業者を含む事業者支援の徹底について

- 緊急事態宣言の発出を踏まえ、先月28日に資金繰り支援の徹底等について改めて要請させていただいたが、引き続き感染拡大が続く中で、飲食業・宿泊業等を中心に、小売、サービス等の第三次産業等を含めて、事業者の経営環境は一層厳しさを増している。
- 特に、宿泊等の観光事業者においては、インバウンド需要の消滅や繁忙期の需要激減など、特に深刻な影響を受けており、観光庁において、こうした宿泊・観光事業者の現状等を改めて確認した上で、先日、金融庁に対し、
 - ・ 宿泊事業者が補助金を活用しポストコロナを見据えた投資を行おうとする際、過去に既存債務の条件変更等を行ったことを理由として、補助金が交付されるまでの間必要となる資金の融資を受けられないといったことが生じないように、つなぎ融資等を実施すること、
 - ・ 宿泊産業は装置産業であり、耐震や東京オリンピック・パラリンピックに向けた改修等の債務負担が重く、需要減少が収益悪化に直結する特性を十分理解し、事業者の事情に寄り添って手元資金を確保するなど、最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと、
 - ・ 資本金劣後ローン等の円滑な活用が進むよう、必要性が高いと思われる宿泊事業者への積極的な提案や申請に当たって必要となる事業計画の策定支援等について、より一層促進すること、等、支援の徹底に係る協力要請があったところ。
- こうした点や緊急事態宣言の延長等も踏まえて、今月12日、金融庁を含む関係省庁から官民の金融機関等に対し、
 - ・ 資本金劣後ローン等の提案や、申請に必要な事業計画の策定支援、
 - ・ 実情に応じた長期での返済猶予等の最大限柔軟な対応、

- ・ 補助金や給付金等の支給までの間に必要となる資金やそれ以降に必要な資金等について、つなぎ融資を実施するなど、柔軟かつきめ細やかな対応を行うこと、

などを要請させていただいた。足許では、感染拡大が続いているが、ワクチンの接種など、感染収束と経済回復に向けて政府全体として全力で取り組んでいるところであり、引き続きご尽力をお願いしたい。

○ また、感染収束の状況等も見極めつつこれまでも申し上げてきたが、

- ・ 政府系金融機関による「実質無利子・無担保融資」や、4月1日より開始した「伴走支援型特別保証制度」も活用して、事業者の資金繰りを支援する、
- ・ 政府系金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会等との連携を強化し、先を見据えて経営改善・事業再生・事業転換支援等を進めていく、
- ・ また、支援協等との連携や「ノウハウ共有プロジェクト」等も活用して、金融機関自身の支援ノウハウの強化を図る、

など、引き続き、事業者の立場に立った支援を徹底いただくようお願いしたい。

2. 小規模事業者への資本性劣後ローンの活用について

○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、事業の継続・発展に取り組む事業者について、財務体質の強化を図るために、資本性劣後ローンを活用していくことは有効であり、今後、資金繰り支援から経営改善等支援に軸足が移ってくれば、その重要性は益々高まっていく。

○ 他方で、小規模な事業者については、

- ・ 経営者が、とりあえず目の前の資金繰りをどうつなぐかにのみ関心が向いていて、先のことを考える余裕がない、
- ・ コロナで先行きが見通せない中で、事業者だけでは5年後や10年後を見据えた事業計画が策定しにくい、
- ・ 資本性劣後ローンが有効と思われる事業者においても、実質的な資本として、バランスシートの改善につながることを理解せず、借入である

ことには変わりないと考えてしまっている経営者もいる、

といった意見もあり、資本性劣後ローンを活用できるイメージが沸きにくく、対応を躊躇している、との声が聞かれる。

- こうした状況を踏まえ、金融庁では、日本政策金融公庫の国民生活事業部門や財務省とも連携して、実際の事例を数多く紹介しながら、小規模事業者に対してどう資本性劣後ローンを活用できるか、具体的なイメージを持っていただけるような説明会の実施を検討している。また、その後、具体的に相談したい案件があれば、日本政策金融公庫の各支店とそれぞれ個別に相談できるような工夫も考えていきたい。
- 準備が進み次第、改めて開催のご案内をさせていただくので、各金庫におかれても資本性劣後ローンの重要性をよくご認識いただき、金庫として積極的かつ前向きな参加をお願いしたい。

3. 『『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』の運用について

- 昨年12月1日に『『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』の適用が開始され、申込が相応になされているところ、貴協会においても本特則を活用した個人債務者の支援に尽力いただいていることに感謝申し上げる。
- 本特則の運用に際しては、これまで
 - ・ 債務者への積極的な周知や丁寧な相談対応を行うこと、
 - ・ 自由財産の拡張については、個別債務者ごとの事情を十分に勘案し、債務者の生活の再建に必要な現預金等が留保されるよう、可能な限り柔軟な対応に努めること、
 - ・ 債務整理の対象債務についても、例えば、2020年2月2日以降の住宅ローンや2020年10月31日以降の債務を、一律に対象債務と認めないといった特則の硬直的な運用とならないよう、個別債務者ごとの事情を十分に勘案し、債務者の生活の再建のための柔軟な支援に努めること、

等を要請させていただいているところ。

- こうした要請を踏まえ、本特則の適切な運用に努めて頂いているものと認識しているが、ガイドライン本体及びQ & Aに記載のとおり、個人債務者の収入、資産、生活実態、就業の状況等を十分に考慮した弁済額及び自由財産の柔軟な取扱いに努めていただくよう、改めてお願いしたい。
- なお、本特則の運用に際しては、登録支援専門家やガイドライン運営機関と連携し、適切な対応に努めていただきたい。

4. 事業承継支援について

- 中小企業経営者の高齢化が進む中、地域経済の生産性を維持・向上する観点から、事業承継は重要な課題となっているところ、中小企業庁では、本年4月、中小M&Aを推進するため今後5年間に実施すべき官民の取組みを「中小M&A推進計画」として取りまとめた。
- 当該計画では、「事業承継・引継ぎ支援センター」（注1）について、
 - ・ 早期のマッチングを実現する観点から、標準対応期間を設定する、
 - ・ 金融機関等の支援機関とのコミュニケーション活性化の観点から、研修会等を積極開催する

といった同センターの運用改善等が掲げられている。

（注1）本年4月に主に親族内承継を支援する「事業承継ネットワーク」と第三者承継を支援する「事業引継ぎ支援センター」を統合し、ワンストップ化。

- また従来、金融機関等が、「事業承継・引継ぎ支援センター」の前身のひとつである「事業引継ぎ支援センター」に紹介した案件については、その後の進捗状況が解らなくなるといった声があったため、「事業承継・引継ぎ支援センター」へ紹介した後の情報共有のあり方についても検討を行うこととされた。
- 加えて、「事業承継・引継ぎ補助金」（注2）については、地域金融機関による中小M&A支援に係るアドバイス費用等も補助対象として含まれることが明記されており、地域金融機関におけるより一層の中小M&A支

援が期待されている。

(注2) M&Aを希望する事業者が支払うアドバイス費用、仲介手数料やデューデリジェンス費用等について400万円を上限に2/3を補助(令和2年度3次補正予算)。

- 各金融機関におかれては、必要に応じてこうした施策も活用しながら、更なる事業承継支援に努めていただきたい。

5. 育児休業等を取得する個人顧客向けローンに係る留意事項(周知)について

- 3月26日、育児休業等を取得する個人顧客向けローンに係る留意事項について、以下のとおり、各業界団体等を通じ、預金取扱金融機関に対して周知を行うとともに、金融庁HPに公表した。
 - ・ 育児休業・産前産後休業・介護休業を取得する顧客からの住宅ローン等の申込みや条件変更等について、育児休業等を取得することのみをもって一律に謝絶することなく、育児休業等の取得を踏まえた返済計画など顧客の状況やニーズをきめ細かく把握し、顧客の立場に立って対応すること
 - ・ 上記について適切な対応を徹底するため、顧客説明態勢及び融資審査態勢(審査基準を含む。)を確認し、必要に応じて見直し等を行うこと

6. 女性経営者の活躍に向けた支援について

- 女性による起業の活性化やその成長の促進、後継者が女性である場合の円滑な事業承継の支援等は、男女共同参画の推進に加え、多様な視点によるイノベーションを通じた経済社会の持続可能性向上の観点からも重要な取組みである。
- この点、金融機関におかれては、政府系金融機関や地方自治体をはじめとする関係団体とも連携しながら、女性経営者に対する各種支援の取組みを進めているところもあると承知している。

(参考) 金融機関における取組みの一例

- ・ 創業・新事業展開を行う中小企業向け融資のうち、特に経営者が女性の場合に優遇金利を適用する商品を提供。併せて、自治体への補助金申請等の支援、事業計画の策定支援、融資後の計画進捗のフォロー等の伴走型支援を実施
- ・ 女性経営者及び女性の社会進出を支援する事業を営む法人等を対象として、政府系金融機関と連携し、設備・運転資金を協調融資する商品の提供
- ・ 女性の起業マインドを後押しし、女性活躍推進を通じた地域経済の活性化を支援するため、女性が起業・経営する法人に対して投資を行うファンドの創設
- ・ 女性の起業機運醸成や顧客基盤拡大を目的とした女性の起業支援塾の創設。起業意欲のある女性を対象に、経営・財務等に関する学びの機会を提供するほか、起業に向けた事業計画の策定、創業資金の融資、販路開拓等を支援

○ しかしながら、現在でも、女性経営者からは、金融機関に対して次のような声が聞かれる。

- ・ 経営者が女性というだけで融資の目線が厳しくなっているのではないか。特に起業や事業承継時の融資審査の際、女性経営者は男性と比べ、過度な説明や資料を求められているのではないか
- ・ 融資審査や経営改善支援を行う金融機関の担当者やその上司は依然として男性が多く、そのことが、女性経営者の立場に立った支援の制約要因となっているのではないか。また、金融機関の女性経営者向け支援策等の情報が女性経営者まで届いていない
- ・ このような状況の背景として、金融機関において、依然として、潜在的な部分での、固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が存在しているのではないか

○ こうした声が聞かれることを踏まえ、各金庫に置かれては、以下の徹底に継続的に努めていただくことをお願いしたい。

- ・ 融資審査や経営改善支援にあたって、(1) 経営者が女性であるという理由のみで不利な取扱いをしないことはもちろん、そのような誤解が生じることのないようにすること、(2) 経営者の男女の別なく、企業の事業内容や成長可能性等を適切に評価し、事業者の立場に寄り添った

丁寧な対応を徹底すること、(3)上記について、営業現場の第一線まで意識を徹底すること

- ・ さらには、他金庫における女性経営者向け支援の取組みも参考としながら、関係機関とも適切に連携し、女性経営者（起業や事業承継を含む）が抱える課題や支援ニーズを把握し、積極的な支援（女性経営者向け支援策の情報提供等を含む）を行うこと

7. 役員や管理職への女性の積極的な登用について

- 「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議」（本年3月9日開催）で、総理より、女性の登用・採用目標の達成などを盛り込んだ「第5次男女共同参画基本計画」を強力に推進するよう指示があった。
- 令和の時代に輝ける男女共同参画を実現するため、役員や管理職への女性の積極的な登用をお願いしたい。

8. 事業者支援に関するノウハウ共有サイトに関連した監督指針改正について

- 地域金融機関が事業者支援を進めるにあたり、組織・地域を超えた 知見・ノウハウの共有が、営業職員の人材育成につながることを、また、顧客や関係者との連絡のため、情報通信基盤の整備が不可欠であることを盛り込んだ、監督指針改正（案）のパブリックコメントを3月に開始、4月30日に結果を公表し、同日適用を開始した。

9. 事業者支援ノウハウ共有に関する今後の方針について

- 「事業者支援ノウハウ共有サイト」について、トライアル運用（～3月末）の参加者の声を踏まえ、4月末にサイトの改良を行ったほか、今後、参加者を段階的に増やしていくこととしており、4月27日から5月14日まで、参加機関・職員の一次追加登録にかかる公募を実施した。

- 一次追加登録後の運用では、トライアル運用時の倍程度、参加者 300 名程度を上限としたいと考えている。また、まずはサイトの様子を見てから参加を決めたいとの声を踏まえ、新たに閲覧専用の枠組みも用意した。
- 今後、「事業者支援ノウハウ共有サイト」の二次追加登録を夏頃に予定しており、金融庁としては、各地域内における事業者支援等のノウハウ共有の取組み等について、引き続き、貴協会とも連携等を図りながら、拡大に向けた後押しを行っていきたいと考えている。
- 各金庫におかれては、これらの取組みへの現場職員の方々の積極的な参加を後押ししていただきたい。

10. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- モニタリングを通じて把握した事項等を踏まえ、金融機関の実効的な態勢整備の取組みを一層促進するため、本年2月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正し、3月には「よくある質問（FAQ）」を公表。
- 4月28日、各業界団体あてに文書を発出し、改正ガイドラインの「対応が求められる事項」について、令和6年3月末までに態勢整備を完了するよう要請。態勢整備の対応計画について、5月末までに金融庁に提出いただくとともに、適切な進捗管理の下、着実な実行をお願いしたい。

11. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」について

- 令和2年度のシステム障害について、「障害発生タイミング」に着目して、原因と課題を分析中（6月末公表予定）。
 - ① システムの統合・更改
新システム稼働時に断続的に障害（振込遅延等）が発生。
 - ② プログラム更新等の不定期作業
作業影響の検討不足や設定ミス等によって、ATM等の周辺システムにも影響が波及。
 - ③ 日常の運用・保守

外部委託先での障害や、本番機の障害時に予備機への切替に失敗。

④ サイバー攻撃や不正アクセス

本人認証設計の不備（一要素認証）による不正出金や、クラウドサービスのアクセス権限の設定不備による情報漏洩が発生。

- 本レポートも参考として、システムリスク管理態勢を点検し、一層の態勢強化に取り組んでいただきたい。

12. ランサムウェア攻撃の活発化について

- ランサムウェアによるサイバー攻撃が活発化。国内外の重要インフラにおいても被害が発生しており、NISCが注意喚起を行っている。
- 重要なインフラ機能が停止し、復旧が長期化した場合、顧客への影響は甚大になりかねない。各金融機関においては、ネットワーク機器に脆弱性がなければチェックするなど、今一度、ランサムウェア感染防止策が十分か確認していただきたい。

13. 顧客本位の業務運営の「見える化」について

- 昨年8月の金融審市場ワーキング報告書を踏まえ、本年1月に「顧客本位の業務運営に関する原則」が改訂された。同報告書では、顧客にとってわかりやすい情報発信を行う観点から、金融庁において、原則の項目毎に金融事業者の取組み比較を行うことと、好事例と不芳事例を比較分析することが提言されている。
- これを受け、4月12日、原則を採択する金融事業者から金融庁への新たな報告様式とともに、金融庁における好事例の分析に当たってのポイントを公表（初回集計の報告期限は6月末）。
- 今後、金融庁ホームページの事業者リストには、原則の項目毎の取組方針が明確であることが確認できた金融事業者のみ掲載。

14. 預貯金口座へのマイナンバー付番等について

- デジタル改革関連法案の一環として、
 - ・ マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組み
 - ・ 相続・災害時のサービスを含む預貯金付番を円滑に進める仕組み等の創設に向けた所要の法律案が12日に国会で成立した。
- 今後、内閣府等と連携して、下位法令・ガイドラインの策定やシステム整備等の対応を進めていくので、引き続きご協力をお願いしたい。

(以 上)